

集団的自衛権

戦後の安全保障政策の大転換となった集団的自衛権行使の限定容認を柱とした7月1日の閣議決定は、自民、公明両党の「大人の対応」の産物だった。

与党協議の自民党責任者の高村正彦副総裁は今、「これしかない」というところで落ち着いて良かった。公明党には、議論を進めるスピードでは無理を言ったが、中身では無理を言っていない」と振り返る。

安倍首相は今年初め、集団的自衛権に関する与党協議を当時幹事長だった石破地方創生相に託そうとした。しかし、石破氏が公明の協力が得られるかどうか悲観的な話をしたため、高村氏を頼ることにした。高村氏は、首相から与党協議の責任者を任される前の3月初め、1959年の

* 「歩み寄ってでもまとめたい」

限定容認 自公が妥協

砂川事件判決の「国の存立を全うするために必要な自衛のための措置」を引用した「限定容認論」のメモを首相に送った。

当時、自民党内では行使容認の範囲をめぐる、全面容認と限定論が二分していた。首相は、高村氏の「歩み寄ってでもまとめたい」という考えにかけるところに

した。高村氏は3月31日、党の会合で講演し、限定容認論を披露した。自民党内で異論はなかったが、公明党は強い拒否反応を示した。

4月3日、両党幹部が極秘裏に集まった会合で、公明党の山口代表は「武力の行使の範囲が変わるとい

けない」と高村氏をけん制した。その後もメディアなどで憲法解釈見直しに慎重な姿勢をアピールし続けた。「平和」を掲げる支持母体・創価学会内では、集団的自衛権の行使容認に対する抵抗感が根強かった。

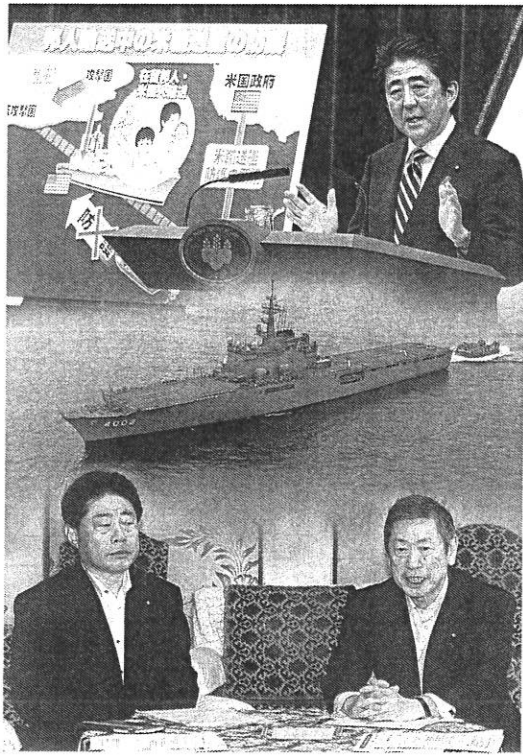
もっとも、山口氏や、公明党の協議責任者となった北側一雄副代表は、表舞台

では慎重な言い回しをして、「自民党と交渉するからには、決裂するわけにはいかない」（北側氏）と考えていた。山口氏も、毎月恒例の首相との党首会談の場で、慎重論を振りかざすことはなかった。

北側氏は、行使にどう歯止めをかけるかを考え、横田裕介内閣法制局長官にも相談、自公の妥協点を探った。たどりが着いたのは「国民の生命や権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処する」とい

裁室に地元・大阪産のトマトを2箱送った。憲法解釈見直しには「援護射撃」もあった。自民党の谷垣幹事長は当時法相として「(自衛権の行使は)必要最小限だから集団的自衛権はダメで、個別的自衛権だけだ」というのは、論理の飛躍がある」と語り、内閣法制局の従来の解釈に疑義を呈した。党内きつてのリベラルの谷垣氏の発信に、首相は「これで大丈夫だ」と確信したという。

憲法解釈の見直しは、首相の強い意向があったから実現したのは無論、首相を支えた与党のベテランたちの力によるところも大きい。安倍政権を評した「政高党低」との見方は、表層的に過ぎないとも言える。与党は、年明けに安全保障法制に関する協議を再開する。もちろん、シーレーン(海上交通路)での機雷掃海などをめぐって自公両党に主張の違いはあるが、政治を前に進めようとする両党ならば、乗り越えることはできるはずだ。



6月9日、高村、北側両氏は、閣議決定に盛り込む文言を協議した。北側氏は72年の政府見解をもとに、新たな自衛権発動の3要件に、「国民の権利が『根底から覆される』という条件を入れてほしい」と求めた。「党内を収める努力をする」とも語った北側氏に、高村氏は誠意を感じ、翌10日、首相に掛け合い、了承を得た。与党協議の大筋はまとまった。北側氏は11日、感謝の念を込め、自民党副総

裁室に地元・大阪産のトマトを2箱送った。憲法解釈見直しには「援護射撃」もあった。自民党の谷垣幹事長は当時法相として「(自衛権の行使は)必要最小限だから集団的自衛権はダメで、個別的自衛権だけだ」というのは、論理の飛躍がある」と語り、内閣法制局の従来の解釈に疑義を呈した。党内きつてのリベラルの谷垣氏の発信に、首相は「これで大丈夫だ」と確信したという。

(杉田義文)